

ダイジェスト版

檜原村

男女共同参画プラン

ともに創り ともに歩む 男女共同参画のむら ひのはら
【平成19年度～23年度】



平成19年3月
東京都 檜原村

檜原村男女共同参画プランとは？



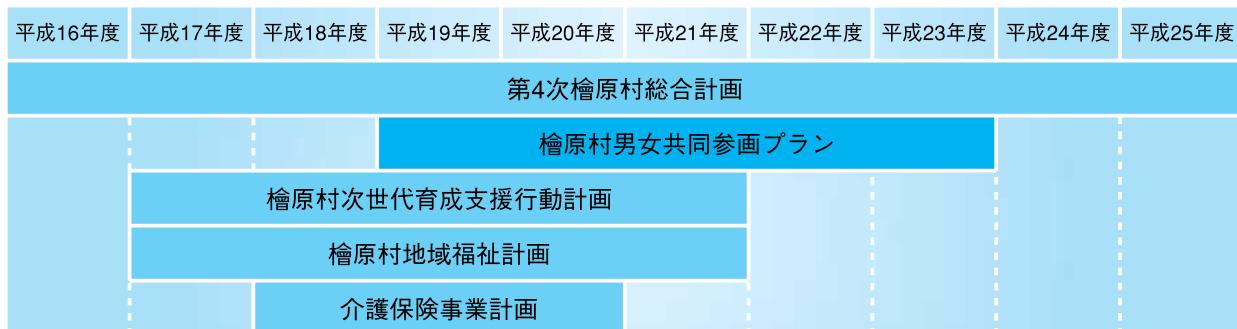
少子・高齢化社会のなかで、女性と男性がお互いを理解し、職業・社会活動・家庭などあらゆる領域で協力しあいながら、ともに政策・方針の決定に参画する男女共同参画社会の形成がますます求められてきました。

わが国においても法的整備は図られてきましたが、いまだ社会には固定的な役割分担や慣習等が残っており、女性の活動の妨げになっていることもあります。

本村においても、こうした社会の情勢に対応し、あらゆる分野で男女が対等なパートナーとして生きることができる社会の実現をめざすため、村の長期計画である「第4次檜原村総合計画」に基づき、同計画との整合性を図りながら「檜原村男女共同参画プラン」を策定しました。

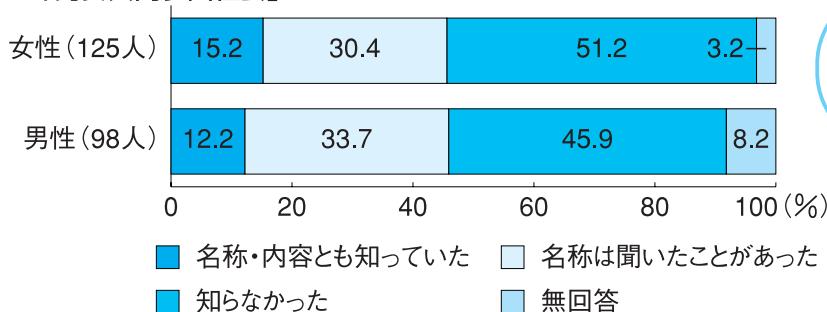
計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から23年度までの5年間とします。



檜原村の現状(アンケート調査より)

■「男女共同参画社会」について



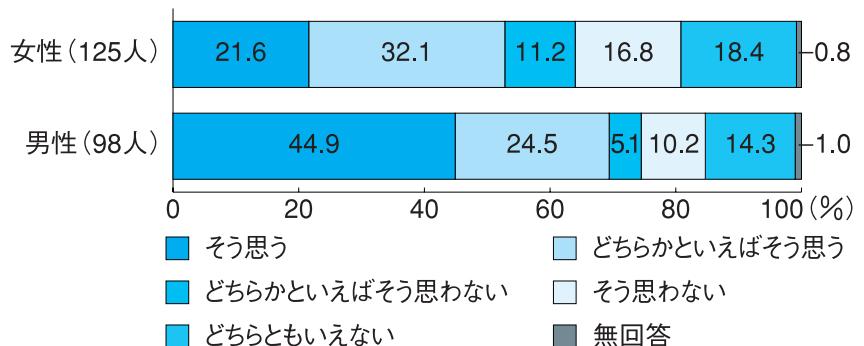
「男女共同参画社会」という言葉について、**男女ともに半分近くの人が知らなかった**と答えているよ。



「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるほうがよい」という考え方について、「**そう思う**」が男性で4割、女性で2割と男女の考え方には差があるね。

檜原村でも、性別による固定観念がまだ残っていることがわかるね。

■「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるほうがよい」という考え方について



施策の体系

基本理念

ともに創り ともに歩む
男女共同参画のむら ひのばら

基本目標

1 あらゆる分野への
参画の促進

2 人権が尊重される
社会の形成

3 男女共同参画を
推進する社会づくり

施策の方向性

(1) 働く場における男女共同参画の促進

- ① 均等な雇用機会の確保
- ② パート・アルバイト等の雇用環境整備
- ③ 起業家・自営業者への支援

(2) 社会・地域活動への参加促進

- ① 行政機関等の委員会・審議会などへの女性委員の起用の推進
- ② 地域・団体における男女共同参画の推進
- ③ 地域において性別にこだわらない役割分担の推進

(3) 家庭との両立支援

- ① 子育てに対する支援
- ② 高齢者に対する支援

(1) 男女共同参画を阻害する暴力への取組

- ① 村内の相談体制の整備
- ② 都の相談窓口の紹介

(2) 母子保健医療の充実と健康支援

- ① 母子保健医療体制の整備及び相談
- ② 各年代に応じた健康支援及び性教育

(1) 教育・学習

- ① 学校での男女平等教育
- ② 研修・情報提供
- ③ 多様な学習機会の提供

(2) 普及啓発活動

- ① 情報・交流
- ② 制度・慣習の見直し

(3) 推進体制

- ① (仮称) 女性行動推進委員会の設置
- ② 庁内における体制づくり
- ③ 相談(村民からの申し出)
- ④ 諸団体等との連携



推進体制

1 (仮称)

女性行動推進委員会の設置

男女共同参画推進にあたり広く村民の意見を求め、このプランを実行していくため「(仮称)檜原村女性行動推進委員会」を設置します。また、同委員会において、この計画の推進管理や関連施策について、継続的に協議検討を行います。

2

庁内における体制づくり

男女共同参画に関する施策は広範かつ多岐にわたり、すべての部署が関係します。また、あらゆる施策が男女共同参画社会の形成の促進に配慮して企画、立案、実施される必要があります。特定の部署だけで対応することはとても不可能であることから、総務課を中心に村の全部署をあげて計画の推進に取組みます。

3

相談（村民からの申し出）

本村が実施している相談窓口のほか、都の専門の相談窓口機関の紹介を図ります。

4

諸団体等との連携

女性関係団体をはじめ民間の諸団体の活動等と行政施策が相まってこそ、その成果が期待できることから、この計画の具体的な推進にあたっては、こうした諸団体等との連携をより一層図るよう努めます。

困ったときは…

【村内の相談窓口】

- 檜原村役場 総合窓口課（人権相談）
042-598-1011（代表）
- 檜原村やすらぎの里 ふれあい課
042-598-3121

【都内の相談窓口】

- 東京ウイメンズプラザ（悩み相談）
03-5467-2455



檜原村男女共同参画プラン【ダイジェスト版】